

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 1 号	平成27年度盛岡市一般会計補正予算(第4号)	1
議案第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて	5

議案第 1 号

平成27年度盛岡市一般会計補正予算（第4号）

平成27年度盛岡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 895,866千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,705,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成28年2月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 18,999,636	千円 895,866	千円 19,895,502
	2 国庫補助金	5,008,233	895,866	5,904,099
歳入合計		111,809,671	895,866	112,705,537

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 41,853,275	千円 895,866	千円 42,749,141
	1 社会福祉費	17,301,399	895,866	18,197,265
歳 出 合 計		111,809,671	895,866	112,705,537

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金 支給事業	890,673

議案第 2 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同法第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年 2 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）第 7 条の 2 第 1 号の改正規定中「、第45条の 7 第 2 項第 1 号」及び「、第 118条の12第 2 項第 1 号」を削り、同条例第45条の 7 第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、同項第 1 号を改め、同号を同項第 2 号とし、同号の前に 1 号を加える改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改め、同条例第 118条の12第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。